

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

SK2022030・愛福評 22102・愛福評 12017

③施設の情報

名称：松山市小栗寮	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：澤田 則幸	定員（利用人数）： 19世帯	
所在地：松山市		
TEL：089-932-0334	ホームページ：http://www.city.matsuyama.ehime.jp/ kurashi/kosodate/boshi/bosisiensisetu.html	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和26年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員：2名	非常勤職員：5名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	嘱託医師 1名
	施設長 1名	少年指導員 1名
	母子支援員 3名	宿直職員 2名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	19室	事務室、学習室、相談室、集会室、 共用トイレ、バリアフリースイレ

④理念・基本方針

配偶者のいない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他援助を目的としており、入所者が明るくて衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして社会に適応するように育成される施設である。

⑤施設の特徴的な取組

平成 29 年度に耐震及び改修工事を終え、オートロック機能付きの玄関自動ドアを始め、防犯カメラや 110 番通報システム等の機械警備を新たに設置するとともに、警察 OB の宿直職員を 2 名配置し、夜間警備を強化するなど万全のセキュリティ対策を施した施設である。

また、DV 加害者からの緊急一時保護の受け入れ体制も整い、24 時間体制で安全で安心して生活できる施設となっている。

松山市直営の施設であり、本課との役割分担を明確にしている。人事管理や予算管理等は、本課が担っており、施設では、運営管理を任せられている。事業計画の策定や予算要求・予算執行等においては、現場の意向が反映できるような体制づくりが整っており、必要に応じてお互いに意見交換を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 4 年 8 月 1 日（契約日）年～ 令和 5 年 2 月 16 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

①職員は専門家によるスーパーバイズを受け、支援技術の向上に努めている。

入所する母子の背景は複雑であり、多様な課題を抱えていることから、毎月スーパーバイザーを招き、ケース検討会を開催している。個々の課題や支援の方向性を職員が共通認識することで、施設として、いつ、どの職員が相談を受けても適切な支援が行えるよう取り組んでいる。

②施設と市役所の担当課の連携が非常にスムーズに行われている。

市役所の担当課との連携がよくとれていることで、課題の洗い出しが行われ、改善にむけての取り組みが見られる。入所を希望する段階から、施設の職員が市役所へ出向き、施設の説明や規則など説明を行い、安心して生活が行えるよう配慮している。担当課と情報を共有することで、必要な社会資源の提供ができるなど、安心して生活ができるよう努めている。

◇改善を求められる点

① 人的不足による課題を持っている。

母親と子どものニーズに合わせた支援に取り組んでいるが、施設外の支援については、人員の関係で十分に行うことが難しい。また、緊急時の対応等において、対応できる仕組みがあるが、責任の明確化が不十分である。今後は施設の運営管理、安定した支援の継続等、職員体制の基盤づくりが期待される。

② 施設の特性上、地域とのつながりが希薄となっている。

母子生活支援施設の役割に緊急保護等の対応もあり、地域への働きかけは難しい側面が推察されるが、母親と子どもが地域の人々と交流を持ち、良好な関係を築くことは、母親と子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスとなることから、地域に理解を求め、交流を広げる取り組みを検討することが期待される。

③ 施設の情報を得られにくい。

松山市のホームページから母子生活支援施設の存在は知ることができるが、入所を希望する人にとっては、詳しい内容は市役所に行くまで情報を得ることは難しい。ホームページやパンフレットで施設での生活がイメージできるよう改善が期待される。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審し、母子の気持ちを引き出し、その気持ちに寄り添って、よりよい支援を行い自立に導いていくためには生活や育児、就労など様々な専門的支援を高めていくことがいかに大切であるか実感することができました。

今年度から入所者への臨床心理士による相談会の実施など新たな取り組みに加え、今後も継続して入所者ニーズに対応できる職員の育成やスキルアップなど資質の向上に励み、母子が抱える問題に職員、関係機関等と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>「松山市小栗寮管理運営基本方針」やリーフレットに基本理念が記載され、入所前に説明はしているが、入所後の継続的な取り組みは行っていない。職員は、日々の生活の中で、利用者に安心感を持ってもらえるように、利用者一人ひとりの意向を尊重しながら支援を行っている。また、児童福祉施設として、子どもを尊重した支援が行えるよう、研修会や勉強会に参加をするなど、安心できる関係づくりに努めている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>松山市直営施設であり、社会福祉事業全体の動向や地域需要の動向を踏まえ、福祉計画が策定されており、適正に管理運営がなされている。担当課職員と施設長は連携を図り、母親と子ども像の変化や支援ニーズを聴取しているが、組織体制に関する意見交換を行う等現状把握・分析が期待される。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>担当課と連携しながら、改善できる課題を明確にし、施設の整備や職員体制、人材育成に取り組んでいる。職員には日々の業務の中で、支援内容や経営課題等を含めた情報が共有されているところは評価できる。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」に目標が示されており、それを踏まえて取り組んでいるが、単独事業として策定はしていない。目標に向けての支援内容、組織体制、人材育成等の現状分析を担当課と行っている。今後は明らかになった課題や問題点を解決し、施設独自の中・長期計画の策定が期待される。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画策定にあたっては、必要に応じて担当課と協議し策定されている。事業の実施においては、職員の意見も聞き評価を行い、担当課に報告している。施設長は支援の内容を可視化し、数値化することの必要性を認識されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	⑥ ・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から、職員は意見を言いやすい環境にあるため、次年度の事業計画策定期間には、施設長は職員の意見を集約し、担当課と協議している。事業計画の職員への周知は、年度初めや月1回の研修会や勉強会での時間を活用し伝えている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で、入所者全員に必要な情報は、自治会や掲示板等を通して伝えている。個別に周知が必要な入所者には、母子支援員等から伝えている。</p> <p>母親や子どもへの説明にあたっては、口頭での説明にとどまらず、理解しやすい資料を作成する等の工夫が期待される。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を定期的に受審しており、職員は毎年評価基準に基づく自己評価を行っている。組織的に支援の質の向上に取り組むために、月1回全職員及び担当課職員が参加して、社会福祉専門家によるスーパーバイズのもと、ケース検討会を実施している。具体的な支援内容について、検討・評価することで、職員は見通しを持ち支援に取り組むことができている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果を踏まえた課題への取り組みは、職員会や研修会等で検討し解決に向けて取り組んでいる。設備の改善、人員配置、予算的な問題等については担当課と連携しながら取り組む必要があるため、具体的事例を交えながら要望している。</p>		

評価対象II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「松山市小栗寮管理運営基本方針」に施設長の役割が明示されており、施設長不在時における事故、災害等が発生した場合の連絡体制や役割分担を決め、職員にも周知されている。</p> <p>施設長は、職員とのコミュニケーションを大切にし、担当課との協議内容等も周知する等信頼関係のもとリーダーシップを発揮している。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「松山市小栗寮管理運営基本方針」に「関係規程の遵守」として、施設の管理運営を行う上で関係する規定が明示されている。また、担当課からメールで送られてくる法令の改正等や人事課から毎月送られてくるコンプライアンスの情報等については、その都度職員会で周知したり回覧したりして、職員が理解できるよう取り組んでいる。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員からの意見や要望を積極的に聴くように努めており、課題については改善に向けて担当課と調整を図っている。また、日々の記録のシステム化を図ることで業務の効率化と共に支援状況の把握が容易に行えるようになった。月1回実施している勉強会で、社会福祉専門家によるスーパーバイズを受けることで、支援の質の向上に繋がっていると感じている。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、働きやすい環境整備に取り組んでいる。特に人事配置の増員については、施設の将来性や継続性を考慮すると重要課題だと思われるっており、担当課に要望をしている。今後は、人員配置の必要性がより伝わるような工夫が期待される。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>質の高い支援を実現するために社会福祉専門家、臨床心理士等を招いての勉強会等の取り組みを行っているが、計画にもとづいた福祉人材の確保や育成には至っていない。今後は、必要な福祉人材や人員体制について担当課と協議し、具体的な計画の策定が望まれる。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>人事基準は、松山市の規定に基づいている。当該施設職員は、非常勤職員がほとんどある。担当課職員との面談で要望を伝える機会はあるが、処遇の改善には至っていない。理念・基本方針や事業計画を実現するために、人員配置等を含め人事管理の検討が期待される。</p>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、働きやすい職場づくりのために、職員とのコミュニケーションに心掛け、個別面談等で就業状況や意向の把握に努めている。勤務のシフト表については、職員の希望も配慮し作成されている。相談の窓口対応は施設長が行い、改善策等については現場の意向が反映できるよう担当課と連携を図っている。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの目標管理の仕組みはないが、施設長は年度当初の面談を実施し意向等の把握を行い、期末面談で振り返りを予定している。月1回、全職員及び担当課職員が参加する研修会で、職員が抱える業務課題を共有している。また、年1回担当課リーダーによる個別面談があり、職員の業務状況の把握がなされている。今後は、職員一人ひとりの育成に向け、目標管理に関する仕組みづくりが期待される。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修の計画は策定され実施されているが、職員の支援の質の向上のための目標達成に向けた研修計画にはなっていない。今後は、現状の課題とされているニーズに対応できる研修会等の情報の収集を担当課と協議し、計画的な研修が実施されることが期待される。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回、全職員参加の社会福祉専門家を招いての内部研修会は、実践を基にスーパーバイズを受けられることから、職員の支援技術の向上に繋がると共に、施設全体の支援の質の向上にも繋がっている。支援の困難化等により、専門性がより一層求められることから、担当課職員と研修の方法やテーマ・種類等についても話し合いが行われている。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>実習生に対するオリエンテーションの方法や実習計画の様式は作成されているが、平成30年以降受け入れを行っていない状況にある。今後、社会福祉士、保育士、児童指導員等、福祉人材の育成や社会的責務として実習生を受け入れる体制整備が望まれる。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>松山市のホームページで情報公開をしている。担当課において適正な事務処理や予算の執行が行われている。市のホームページで施設の概要を知ることができるが、施設の特性から広く市民に理解を得られる内容とはなっていない。必要な人が情報を得やすい工夫が期待される。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>松山市の直営施設として、担当課によって適正な事務処理や予算執行が行われている。松山市の監査事務局によって監査が行われているが、外部監査は実施していない。より透明性を高めるために、外部監査の導入を検討することが期待される。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し、町内会の行事等については回覧し、掲示するなど、母子への情報提供を行っているが、施設と町内会の関わりは希薄である。施設のセキュリティを重視する中で、入所している子どもは友人等が施設に遊びに来ることができないなどの課題もある。施設も外部との交流の必要性を感じている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>長期に至る新型コロナウイルス感染症により、ボランティアの受け入れは中断している現状である。過去には大学院生の学習ボランティアを受け入れていた経緯がある。コロナ禍で、感染予防に配慮しつつ、子どもの絵画教室を近々開催する計画がある。スムーズな受け入れや、今後も継続できるよう事前説明などのマニュアルづくりが望まれる。</p>		

Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個々の支援計画には、母親と子どもの支援に必要なエコマップが作成され、必要な関係機関や実務担当者が明記されている。関係機関と積極的な連携をし、必要に応じて会議が開催されている。アフターケアが必要な場合には、退所までに関係機関と連携がとれるように支援されている。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・㉒
<p><コメント></p> <p>松山市全体の福祉ニーズについては、担当課が分析し、施設との連携をとりながら、把握に努めているが、地域に向けての事業や、情報の発信を行うなどはできていない。入所している子どもが地域の小学校や中学校に通学し社会生活を送っている中で、地域に理解を求める取組が期待される。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉒
<p><コメント></p> <p>松山市の福祉ニーズにもとづき、母子生活支援施設としての活動を第一に考えている。公益的な地域コミュニティの活性化のための活動やまちづくりに貢献することはできていない。施設の特性などから限界はあるが、地域貢献に関わる活動の実施が期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>松山市が作成している施設のしおりに基本理念が明記されている。倫理綱領については独自のものは作成していないが、「全国母子生活支援施設協議会」の倫理綱領が入口に掲示されている。職員会や月に1回のスーパーバイザーを招いてのケース検討会では、常に母親と子どもを尊重した支援へのアドバイスを受け、業務にあたっている。母子への関わりの記録は、パソコンで職員全員が共有しており、互いに相談・アドバイスを行っている。</p>		

29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の設定も世帯のプライバシーに十分配慮したものとなっている。権利擁護やプライバシー保護に関する規程やマニュアルが整備されており、職員は研修を受け支援を行っている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の自治会や掲示板等で支援制度の情報提供を行うとともに、個別に必要な情報は個々に情報提供を行い、十分な理解ができるよう丁寧な説明に努めている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の開始においては、松山市役所の担当課で手続き等がおこなわれるが、施設の職員が市役所に出向き、施設の手引きや寮則を見ながら説明を行うようにしている。支援を行う中で、3カ月ごとに面談を行い、支援計画等の見直しを行っている。今後は意思決定が困難な母親と子どもについての適正な説明のための資料づくりや、支援の内容の同意については口答だけでなく、書面化が望まれる。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所後から、自立を目指し、地域・家庭への移行に向けて、支援計画を見直しながら、継続的に支援が行えるようにしている。退所にあたっては、支援してきた計画が中断しないように、退所後の課題を考慮し、関係機関と連携を図るよう対応している。</p>		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3カ月に1回の定期面談では母親や子どもの気持ち・意向を聞き、現在の課題を把握して全職員で解決に取り組んでいる。満足度については、口答で確認するだけでなく、面談では答えにくい心情に配慮し、アンケートなどの方法を取り入れることが期待される。</p>		

Ⅲ—１—（４）母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みについては、基本方針に明記され、マニュアル化している。その日に勤務するすべての職員が対応できるようにしている。苦情処理簿に記入し、職員全員が情報共有し、すばやく対応するよう努めている。入寮時に説明はされているが、口答では申し出にくい内容についても解決できるような工夫が望まれる。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>相談をいつでも受けつけられるよう、日頃から信頼関係を築くことを大切に支援している。相談内容により、事務室や相談室等を活用し、プライバシーに配慮している。直接相談や意見を述べるのが難しい母親と子どもに対する手段や環境整備が期待される。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもからの相談については誰でも相談相手に選ぶことができることを周知し、迅速な対応に努めている。相談内容は職員が情報共有している。相談内容によって、必要であれば、市役所職員や関係機関にも対応を要請している。今後、相談マニュアルを整備し、相談対応の技術のスキルアップが期待される。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>災害や事件・事故が発生した場合の対応については、緊急度に応じて、対応や連絡体制は整備されており、職員に周知されている。ヒヤリハットの報告は実施されているが、様々な事例検討等を行い、リスクマネジメント体制をさらに整える必要性が求められる。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と発生時の対応については、基本方針に明記されている。日頃から感染症の情報収集に努め、自治会や掲示板を活用して感染症の予防を呼び掛けている。罹患した感染症によっては、ネットスーパーを利用して生活のサポートを行い、安否の確認等に努めるなどの対応をしている。今後は定期的に勉強会を行い、より積極的な取組を期待したい。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月実施している自治会の終了後に、全世帯に設置している非常持出袋の中身の確認を行い、災害ビデオの鑑賞を行っている。また消防職員による避難訓練を実施している。災害対策のマニュアルは様々な災害に対応しており、緊急時の連絡の方法も職員全員に周知できている。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「松山市小栗寮管理運営基本方針」に支援の実施方法が明示されている。支援の実施において気づいたことは職員間で話し合ったり施設長から伝えたりしている。月1回の外部講師による研修会を行うことで、職員は個々の状況に合わせた支援の共通認識を持つことができている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもの状況を把握し、ニーズを明確にして自立支援計画を策定している。作成された自立支援計画は、職員が定期的に面談し、評価・見直しを行っている。施設長は、定期面談にも同席するとともに作成された自立支援計画を確認する等、支援内容を理解している。困難ケースについては、月1回の外部講師による研修会で検討し、適切な支援が行われるよう努めている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所を希望する母親と子どもの面談は、担当課職員と施設長及び母子支援員が同席しアセスメントを行うようになり、今まで以上に母親と子どもの希望やニーズを反映した自立支援計画が策定され、計画に基づいた支援が行われている。</p>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の変更・見直しは定期的を実施し、見直しが必要な時は必要に応じて行われており、職員会等で全職員に周知し共有が図られている。母親と子どもの自立支援計画の評価・見直しは、施設として手順が定められおり適切に行われている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子ども一人ひとりに対する自立支援計画や日々の記録をデータで管理している。データ化したことで、日々の情報の分別ができ必要な情報が的確に職員間で共有できる体制が整っている。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市の直営施設であり、法令により管理が行われている。「松山市小栗寮管理運営基本方針」に個人情報の取扱いが明示されており、日頃から職員は、個人情報の取り扱いには注意している。入所者には、個人情報の取扱いについて説明をしている。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>日々の支援については、権利擁護についての規程・マニュアルにもとづき、丁寧に行われている。職員間の情報共有もしっかりと行われるしくみが整っている。母子支援員や少年指導員が、母と子ども、それぞれの思いや意見を大切にくみ取るよう努めている。今後は定期的に権利擁護についての検討会を設け、さらなる支援の質の向上が期待される。</p>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市の条例や倫理規則に定めがあり、職員等による不適切な対応によって権利侵害が起きないように施設長は注意喚起を行っている。寮則の定めのない希望や提案を受けた場合などは、担当課と相談しながら丁寧に説明して理解が得られるよう努めている。</p>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもに行った支援内容の記録は、日誌や支援記録に記載され、すべての職員がいつでも確認できるようになっている。支援のプロセスは職員同士が互いにアドバイスし、適切な対応になるよう努めている。</p>		
A④	A—1—（2）—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から、母親に対して不適切な関わりにならないよう子育ての相談に乗っている。母子の関わりの様子を見守り、子どもの訴えをしっかり受け止めるよう努めている。定期的に開催されているスーパーバイザーとの検討会により、アドバイスを受けながら支援を行うことで、職員の意識が高まり、スキルアップが図れている。</p>		

A—1—（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—（3）—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>母親が意見を述べることができる自治会は毎月開催されているが、職員が主導することが多く、自主運営できるような支援の必要性を感じている。また、学習室「くりのみ」での活動では子どもが自由に自己表現できるように、少年指導員は話をしっかり受け止め、信頼関係を築きながら支援を行っている。</p>		
A—1—（4）主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—（4）—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の策定においては、母親と子どもの意見や要望に沿って策定され、目標が母子の自立支援であることをしっかりと確認しながら支援を行っている。母親に対しては個々が持つ課題に照らし合わせ、母親自身が選択できるような支援を行っている。</p>		
A⑦	A—1—（4）—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>長期間にわたるコロナ禍にあり、行事などを企画することが難しい状況であったが、希望するイベントは要望のアンケートを取りながら実施している。クリスマス会では、子どもの年齢別に楽しめる内容の企画をしている。母親間での交流は少なく、母親向けのプログラムの企画はされていないが、母親の希望を聞き、今後の企画・実施に期待したい。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>退所後の支援については面談により不安を聴取し、職員会でも課題を検討しながら、支援を行っている。必要に応じて関係機関と連絡調整し、退所後は不安なく生活できるよう準備しているが、退所後の長期にわたるアフターケアプランの実施については、十分実施できる体制はとれていない。多様な課題に対して、活用できる情報の収集の難しさを感じている。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑨	A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>3か月毎に個別面談を行い、現状の把握・課題やニーズを明確にして支援が行われている。また、一人ひとりが抱える個別の課題に対して、一貫した専門的支援が行えるよう、毎月1回スーパーバイザーを招いての勉強会や、今年度より月2回、臨床心理士を招き相談できる体制を整え、援助技術の向上を図っている。</p>		
A—2—（2）入所初期の支援		
A⑩	A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当課からの情報に基づき、入所面談時には、担当課職員と施設長・母子支援員で丁寧に説明を行うと共に、ニーズの把握をすることで、入所時の不安が軽減できるよう信頼関係の構築に努めている。入所後は、必要に応じて生活用具の貸し出しを行ったり、安心して施設生活がスタートできるよう声掛けを行ったりしている。</p>		
A—2—（3）母親への日常生活支援		
A⑪	A—2—（3）—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の要望を聞き取り、医療機関への同行受診や必要に応じて家計の管理、将来に向けた相談や支援を行っている。また、職員が母親と一緒に家事を行ったり仕方を伝えたりすることで、母親自身がスキルを習得していけるよう支援をしている。</p>		
A⑫	A—2—（3）—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な課題を抱えている母親から子育てニーズを聞き取り、その情報を基に関係機関と連携を取りながら対応をしている。不適切なかわりを発見した時には、すぐ介入し状況把握を行い、母親の養育力に合わせた支援を行っている。必要に応じて専門機関と連携が図られている。また、全職員が見守りや支援ができるように、日々の記録で情報の共有が図られている。</p>		
A⑬	A—2—（3）—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の会話や定期的な面談等を通して母親が安定して生活できるよう対応している。現在は入所世帯も少なく母親の要望に添えるよう努めている。今年度より、臨床心理士による相談会を開催し相談できるような体制を整えた。</p>		

A—2—(4) 子どもへの支援		
A⑭	A—2—(4)—① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>小・中学生を対象に「くりのみ」を設置しており、少年指導員が個々の発達段階に合わせた支援を行っている。長期休みは、勉強以外に片づけや料理など、母親モデル的役割を担い大人モデルとして自立支援につながる取り組みも行っている。緊急な場合は病院への同行受診を行うが、現行の職員体制では、保育所への送迎等や通院の付き添いなどの支援は難しい。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>少年指導員が学習室「くりのみ」で個々の発達に合わせた学習支援や進路、悩みの相談支援を行っている。また、料理を一緒に作るなど、個々に合わせた丁寧な取り組みも行っている。担当課と連携し、施設外での社会資源の利用についても情報提供を予定している。</p>		
A⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>「くりのみ」での生活や家事を一緒にするなど、大人モデルを示しながら、自分の気持ちを言葉で適切に表現し、相手に伝えることができるよう取り組んでいる。少年指導員や母子支援員が参加した家族会議の実例もある。多くの大人が子どもとのかかわりを持つことによって、暴力やコントロールが介在しない関係や多種多様な価値観と様々な大人像を知ることができ、自分の気持ちをことばで適切に表現し伝える力を身に付けていくことができると思われることから、外部とのかかわりが広がることが期待される。</p>		
A⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>施設として、性教育は行っていないが、必要に応じて個別に少年指導員や母子支援員が正しい知識を教えている。今後は、十分な知識と豊富な経験を持った教育専門家や医療関係者等に依頼して、性に関する正しい知識を子どもたちに提供する場を設けるなど、いのちの教育への取り組みを期待される。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>24時間体制で職員が常駐しており、オートロック機能付きの玄関と防犯カメラや110番非常通報装置も配備し、セキュリティは万全の体制を整えている。緊急一時保護できる体制が確保されているが、さらに対応できる部屋を1室追加する計画がある。母子を不安なく保護できるよう緊急対応のマニュアルの作成が望まれる。</p>		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所手続き等については市役所の担当課によって行われ、DV防止法に基づく支援が必要な場合は情報提供を行い、関係機関と連携をとっている。経過についても担当課に報告しながら調整を図っている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理的ケアを必要な入所者に対して、委託している臨床心理士や医療機関、愛媛県福祉総合支援センターと連携し、対応している。今後は臨床心理士と情報を共有しながら、DVの影響から回復できたことなどの事例の検討を行い、自立支援計画に活用していく取組が期待される。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持つてかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法の専門職員の配置はないが、愛媛県福祉総合支援センター、医療機関と連携し、助言をうけて、支援を行っている。臨床心理士を月に2回招き、希望のある子どもや母親の相談できる機会を設けている。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもの家族関係の悩みや不安については、日頃から声掛けを行い、信頼関係を築き、話しやすい環境づくりに努めている。職員は母子間での感情的になる場面において、上手に介入し、互いの気持ちを受け取りながら調整するスキルを持っている。子どもは学習室「くりのみ」で悩みや母親との意見のくい違いなどを相談できる場所があり、少年指導員は子どもの立場に立ち支援している。</p>		

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A⑳	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な母親と子どもに対し、入所時のアセスメント及び入所後の定期的なアセスメントや専門家による助言を基に支援を行っており、必要に応じて学校や病院、関係機関と連携をしている。退所後に、母親と子どもが安心して生活ができるようネットワークを活用し支援の継続を検討している。今後は様々な社会資源の仕組みを知り、積極的に活用できる体制づくりが期待される。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉒	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所時及び入所後のアセスメントに基づき、母親への就労支援を行っている。就労に対して不安を持っている母親もあり、担当課と連携しながら、母親の希望を聞いたり「まつやまマザーズコーナー」などの情報提供を行ったりしている。ただ、母親が安心して就労できるような補完保育等の取り組みは、現状での職員体制の中では難しい。</p>		
A㉓	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の日常会話や定期的な面談を通して、母親の意向や心身の状態を把握し、必要に応じて関係機関と連絡を取ったり、担当支援員が職場を訪問し責任者と情報交換や協議を行ったりするなど、就労が継続できる取り組みも行っている。</p>		